・ご利用上のポイント

- 1 往路走行→周遊走行→復路走行の順でご利用ください。
- 2 お申し込みいただいた期間内にご利用ください。
- ② 定められた対象道路・エリア内をご利用ください。

本割引プランのご利用には、本四高速の料金が別途必要です。

本割引プランはNEXCO西日本の料金のうち、「B.兵庫・岡山発着エリアから四国乗り放題エリアまでの1往復と四国内の高速道路乗り放題」が対象です。B.兵庫・岡山発着エリアから四国乗り放題エリアまでの途中、本州四国連絡高速道路㈱が管理する神戸淡路鳴門道・瀬戸中央道・西瀬戸道(しまなみ海道)の料金が別途必要となります。

○ 別途必要となるJB本四高速のETC車の料金(全線を直通された場合の片道料金)

車種	普通車		軽自動車等	
ご利用時間帯	休日	平日	休日	平日
神戸淡路鳴門道 (神戸西~鳴門)	2,620	3,280	2,110	2,660
瀬戸中央道 (早島~坂出)	1,950	2,270	1,590	1,850
西瀬戸道 (西瀬戸尾道~今治)	2,260	2,890	1,850	2,410

- ※JB本四高速のご利用については、ご利用区間に応じた通行料金が、本割引プランの料金とは別に必要となります。
- ※JB本四高速における料金の詳細については、本州四国連絡高速道路料金割引のご案内(外部リンク)をご覧ください。

ポイント① 往路走行→周遊走行→復路走行の順でご利用ください。

往路のご走行

(発着エリア→乗り放題エリア)

B.兵庫・岡山発着エリア内のICから高速道路に乗り、 四国乗り放題エリア内のICで降りる

・1回のみ有効。発着エリアから乗り放題エリアまで途中で降りることはできませんが、本四高速の各ICでは乗り降りしていただくことができます。 ただし、NEXCO道路との境界となる神戸西IC・早島ICでの乗り降りはできません。 (本四高速の通行料金が別途必要です。)

周遊のご走行



四国乗り放題エリア内の対象ICが乗り降り自由!

復路のご走行 (乗り放題エリア→発着エリア)

四国乗り放題エリア内のICから高速道路に乗り、

B.兵庫・岡山発着エリア内のICで降りる

・1回のみ有効。乗り放題エリアから発着エリアまで途中で降りることはできませんが、 本四高速の各ICでは乗り降りしていただくことができます。 ただし、NEXCO道路との境界となる神戸西IC・早島ICでの乗り降りはできません。

(本四高速の通行料金が別途必要です。)

※通行止めにより、途中で高速道路を流出する場合を除きます。

※B.兵庫・岡山発着エリア~四国乗り放題エリアの間は、通行のみ可能な道路となっており、

本四高速区間を除き、途中で降りることができませんのでご注意ください。

ポイント② お申込みいただいた期間内にご利用ください。

利用期間の判定は、入口または出口IC料金所(ならびに本線料金所)の通過時刻で行います。

往路・復路走行における利用期間の判定箇所は、下記のとおりです。

〈往路走行対象外

本四高速区間

- 神戸淡路鳴門道・瀬戸中央道を経由、本四高速内で乗り降りしない場合・・・(往路)最初に降りる乗り放題エリア内のIC 注意! (復路)最後に入る乗り放題エリア内のIC
 - ◆神戸淡路鳴門道・瀬戸中央道を経由、本四高速内で乗り降りする場合・・・(往路)最初に降りる本四高速内のIC

(復路)神戸西本線料金所または早島本線料金所

B.兵庫・岡山発着エリア



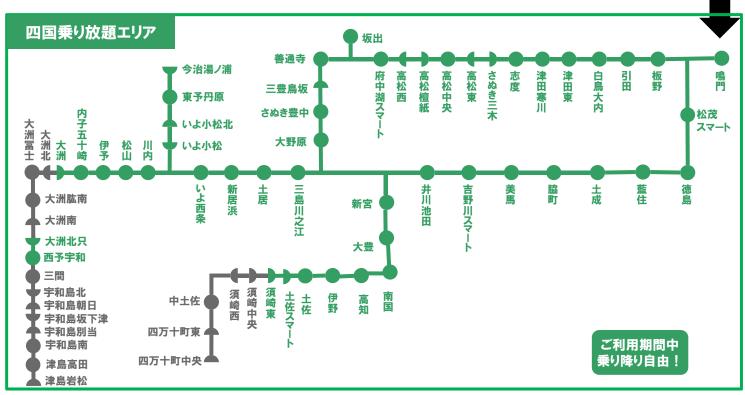
定められた対象道路・エリア内をご利用ください。

【ご走行上の注意!】

乗り直し Cから走行される場合は、往路・復路とも対象ICで が必要です。 (阪神高速・第二神明から布施畑JCT・ICもしくは垂水JCT・ICを経由される場合は、乗り直すことなくご利用いただけます。)



JB本四高速(神戸淡路鳴門道・瀬戸中央道・しまなみ海道)区間は、本割引プランの対象外となり、別途料金が必要となります。 往路・復路でご走行いただくJB本四高速のルートに指定はありません。(3つのいずれのルートでもご利用いただけます。)



JB本四高速(神戸淡路鳴門道・瀬戸中央道・しまなみ海道)は、いずれのルートでもご利用いただけます。(JB本四高速の通行料金は別途必要です。)

本州~四国を結ぶ3つの橋のうち、どのルートでも通ることができるんだ(※)

例えばこんな利用方法もあるよ。 『往路は、瀬戸中央道経由で四国へ。 復路は、しまなみ海道経由で発着エリアへ!』

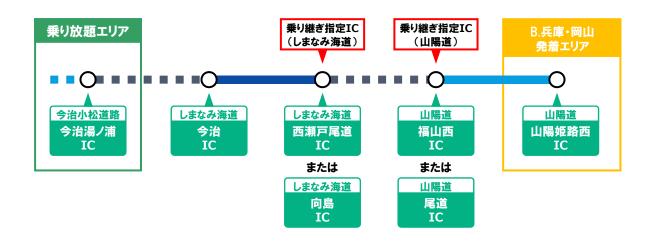
(※)ただし、神戸淡路鳴門道・瀬戸中央道・西瀬戸道(しまなみ海道)は、本プラン料金とは別に、<u>走行した区間に応じて別途料金が必要</u>だよ。



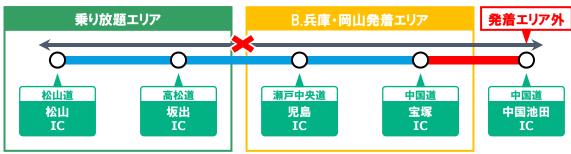
西瀬戸自動車道(しまなみ海道)を経由してご利用のお客さまへ

往路走行・復路走行において、西瀬戸自動車道(しまなみ海道)を経由されるお客さまは、山陽自動車道の福山西ICもしくは尾道ICと西瀬戸自動車道(しまなみ海道)の西瀬戸尾道ICもしくは向島ICを経由して乗り継いでください(下図のとおり)。

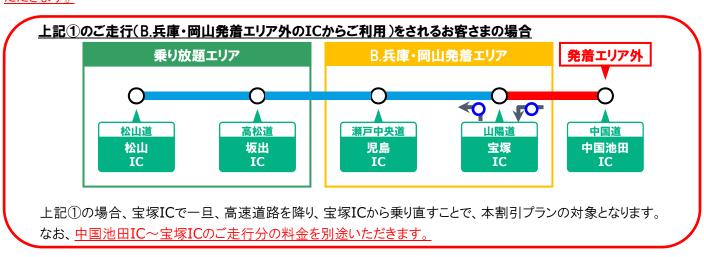
○西瀬戸自動車道(しまなみ海道)を経由する場合のご走行例



①B.兵庫・岡山発着エリアを超えて走行された場合

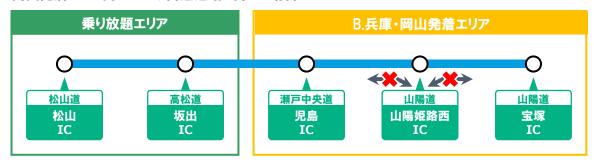


往路走行は「B.兵庫・岡山発着エリア内のICで高速道路に乗り、乗り放題エリア内のICで高速道路を降りる」こと、復路走行は「乗り放題エリア内のICで高速道路に乗り、B.兵庫・岡山発着エリア内のICで高速道路を降りる」ことが条件です。上記の場合、中国池田ICはB.兵庫・岡山発着エリアに指定されていないので、中国池田IC〜松山ICの全区間の料金を別途いただきます。



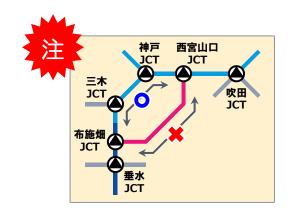
発着エリアの対象外にから走行される場合は、往路・復路とも対象ICで乗り直しが必要です。

②B.兵庫・岡山発着エリア内で一旦、高速道路を降りた場合



往路走行は「B.兵庫・岡山発着エリア内のICで高速道路に乗り、乗り放題エリア内のICで高速道路を降りる」こと、復路走行は「乗り放題エリア内のICで高速道路に乗り、B.兵庫・岡山発着エリア内のICで高速道路を降りる」ことが条件です。上記の場合、 B.兵庫・岡山発着エリア内のICで一旦、高速道路を降りているので、宝塚IC~山陽姫路西ICの走行分の料金を別途いただきます。

③割引対象外の道路を経由して走行された場合など



阪神高速7号北神戸線は割引対象外の道路です。

往路走行・復路走行で阪神高速7号北神戸線を<u>経由した場合、往路</u> <u>走行・復路走行の対象外となり、発着IC~四国乗り放題エリアの全区間</u> <u>の料金が別途必要となります。</u>

ご注意ください! カーナビゲーションシステムは割引対象外の道路を案内する場合があります

カーナビゲーションシステムをご利用の場合、本割引プランの対象とならないルートを案内される場合があります。 お出かけ前には必ず、本割引プランの対象となる道路・区間を確認の上、対象となる道路・区間をご利用ください。